

公益財団法人横浜市建築保全公社定款

制 定 平成 23 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人横浜市建築保全公社と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、公共・公益施設の維持保全に関する調査研究を行い、その成果を一般に普及するとともに、公共・公益施設の維持保全業務等を行い、あわせて、住民の住宅の建設等の助成に関する業務等を行うことにより、公共・公益施設の安全性と利便性の向上、市民福祉の増進及び都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 公共・公益施設の維持保全に関する事業

イ 公共・公益施設の維持保全に関する調査研究事業

ロ 公共・公益施設の維持保全に関する情報及び技術の普及啓発事業

ハ 公共・公益施設の修繕事業等

(2) 融資事業

イ 市街地整備のため必要と認められる地域における耐火建築物等の建築の助成

ロ 良質な賃貸共同住宅の建設の助成

ハ 住民が自己の居住の用に供するための住宅の建築、購入及び改善の助成

ニ 宅地の擁壁の築造その他の防災工事の助成

ホ その他横浜市が指定する建築助成並びに都市整備に係る事業の実施及び助成

(3) 建物設置運営事業

市街地整備のため必要と認められる地域における耐火建築物及び共同施設等の設置及び管理

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、横浜市内において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければ

ならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、理事会が承認したことを証する書類とともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第2722条の定めるところにより、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。また、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を公益認定法第22条の定めるところにより、毎事業年度終了後3か月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。また、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則)

第 9 条 この法人の会計は、一般の公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、別に定める経理規程によるものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員 6 名以上 12 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が、1,200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び活動計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面をもって通知を発しなければならない。

4 理事長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面

による通知を発したものとみなす。

- 5 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事、監事又は会計監査人を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほかその評議員会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を専務理事とすることができる。

- 4 理事長及び専務理事以外の理事のうち、2名以内を常務理事とすることができる。
- 5 第2項の理事長及び第3項の専務理事をもって一般法人法上の代表理事とし、第4項の常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。
- 6 この法人に会計監査人1名を置く。
(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事及び監事が特別利害関係を有しないものであること。
- 7 理事のうち1人以上が、この法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間にこの法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがないものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものであることとする。
- 8 監事のうち1人以上が、その就任の前10年間にこの法人又は子法人の理事又は使用人であったことがないものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものであることとする。
(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び活動計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前2項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は他の理事の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人に対する報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事、監事及び会計監査人（理事、監事及び会計監査人であった者を含む）が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除すること

ができる。

- 2 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事、監事及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 3 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 3 4 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会に出席した理事の互選により定める。

(決議等)

第 3 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 26 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 8 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は立花 誠とし、業務執行理事は木村 重治及び佐藤 洋とする。 4 この法人の最初の監事は奥津 勉及び成田 憲一とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岡田 優子

鈴木 伸哉

山田 巧

西田 由紀子

亀田 広志

長島 由佳

鈴木 伊三雄

吉富 多美

藤田 武

附 則

この定款の変更は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この定款の変更は、この法人を吸収合併存続法人とし、公益財団法人横浜市建築助成公社を吸収合併消滅法人とした吸収合併契約に定める効力発生日（令和5年4月1日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和7年4月1日から施行する。ただし、定款の変更から起算して3年を経過する日前に開始する事業年度における経理については、改正後定款第8条、第15条及び第27条の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

別表 基本財産（第5条関係）

基 本 財 産	
3, 3 0 0 万円	横浜市出捐金